

発表日 令和4年12月27日

担当課：農林水産部畜産課

直通電話：092-643-3498

内線電話：3983

担当者：清水、永野

高病原性鳥インフルエンザ発生農場での初動防疫措置の完了について

糸島市の養鶏場において、令和4年12月19日(月)と26日(月)に発生した高病原性鳥インフルエンザに係る農場の初動防疫措置が、27日(火)午後6時に完了しましたので、お知らせします。

なお、消毒ポイントでの車両消毒は、移動制限区域^{※1}解除まで継続します。

※1：移動制限区域 発生農場から3km圏内

1 初動防疫措置の概要

(1) 殺処分の完了

〔1例目〕 12月21日(水)11時00分(処分羽数 52,945羽)

〔2例目〕 12月26日(月)18時00分(処分羽数 36,794羽)

(2) 鶏や餌などの処理完了

〔1・2例目〕 12月27日(火)18時00分(密封処理)

糸島市で焼却。一部、北九州市の民間施設で焼却。

なお、運搬・焼却にあたっては、密閉容器に詰め、消毒を徹底。

(3) 発生農場の消毒完了

〔1・2例目〕 12月27日(火)18時00分(鶏舎、たい肥舎等)

2 今後のスケジュール

12月27日(火) 初動防疫措置完了

1月7日(土) 清浄性確認検査^{※2}

1月11日(水) 検査結果判明予定

1月12日(木) 搬出制限区域^{※3}解除予定

1月18日(水) 移動制限区域解除、すべての消毒ポイント廃止予定

※2：国の特定家畜伝染病防疫指針に基づき、初動防疫措置完了から10日経過後に移動制限区域(発生農場から半径3km以内の家きん等の移動を禁止する区域)内の農場を対象に実施する、臨床検査、血清抗体検査、ウイルス分離検査。

※3：発生農場から3～10km圏内

3 その他

日本ではこれまで鶏肉及び卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例はありません。